

衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

日本石鹼洗剤工業会

発行：2001年8月 1日

改定：2018年7月20日

目 次

自主基準を改定した背景	1
衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準	1
1. 適用	1
2. 自主基準表示	
(1) 品名	1
(2) 成分	1
(3) 用途	2
(4) 正味量	2
(5) 使用量の目安	2
(6) 使用上の注意	2
<u>(7) 香りに関する注意喚起</u>	2
(8) 名称等の記載	2
(9) 表示の仕方	2
(補足1)	3
<u>(補足2)</u>	3

衣料用柔軟仕上げ剤の自主基準を改定した背景

日本石鹼洗剤工業会では、消費者の方々により分かりやすく、選びやすくするための情報提供と、併せて各社自らの責任によって、より充実した表示を行うための指針提供に主眼を置いて2001年8月1日発行の自主基準を設けました。

その後、使用目的の多様化に伴い、柔軟仕上げ剤を香り付けのために使用される方が増えています。香りの感じ方には個人差があるため、周囲の方にも配慮してご使用いただくための注意喚起を、自主基準に追加する改定を行いました(2018年7月20日 日本石鹼洗剤工業会 柔軟仕上げ剤自主基準検討ワーキンググループで改定。下線部分が追加した事項)。

衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

1. 適用

本表示自主基準は、液体タイプの衣料用柔軟仕上げ剤に適用する。
液体タイプ以外の形状を持つ衣料用柔軟仕上げ剤については、本内容の主旨に準じて各社の判断による表示とする。

2. 自主表示基準

- (1) 品名：柔軟仕上げ剤
- (2) 成分：成分の表示は次のイからニまでに掲げるところによること。
 - イ 界面活性剤については、「界面活性剤」の用語を用いて表示すること。この場合において、その含有率が3%以上のものについては、「界面活性剤」の用語の次に括弧書きでその種類の名称を示す用語を付記すること。
 - ロ 二種類以上の界面活性剤を表示する場合には、その含有率の大きいものから順次列記すること。
 - ハ 3%未満の界面活性剤しか含まれていない場合には、その含有率の最も高いものの一つの種類の名称を示す用語を表示すること。
 - ニ その他の添加剤のうちその含有率が1%以上のものについてはその機能の名称を示す用語を表示すること。

(3) 用途：

用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

(4) 正味量：

正味量の表示に際しては、計量法（平成四年法律第五十一号）第十二条（特定商品の計量）及び第十三条（密封をした特定商品に係る特定物象量の表記）に規定する特定物象量の表記に準ずるものとする。この場合の単位は、計量法に基づく法定計量単位のうちキログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

(5) 使用量の目安：

使用量の目安の表示については、使用の適量について具体的にわかりやすく表示すること。

(6) 使用上の注意：

以下の事項は必須項目である。その他の事項は、製品の品質に応じて適切に表示することができる。

- ・用途以外に使用しない旨
- ・子供の手の届く所に置かない旨。
- ・万一飲み込んだり又は目に入ったりした場合には、応急処置を行い、医師に相談する旨。

(7) 香りに関する注意喚起：

香りの感じ方には個人差があるので、周囲への配慮と、適正使用量を守る旨を表示すること（「無香料」と表示される製品は除く）。

(8) 名称等の記載：

表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所または電話番号を付記すること。

(9) 表示の仕方：

表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法でわかりやすく記載すること。

(補足1)

柔軟仕上げ剤用カチオン系界面活性剤の種類は以下の参考例に準じて表記する事が望ましい。

- ・ジアルキルジメチルアンモニウム塩
- ・エステル型ジアルキルアンモニウム塩
- ・アミド型ジアルキルアンモニウム塩
- ・ジアルキルイミダゾリニウム塩

(補足2)

香りに関する注意喚起として、周囲への配慮と、適正使用量を守る旨の表示例を以下に示す。

- ・香りの強さの感じ方には個人差があります。使用量の目安を参考に、周囲の方にもご配慮いただきながらお使い下さい。
- ・適正量を使用しましょう。香りの感じ方には個人差があります。周囲の方にもご配慮の上、お使い下さい。